

(協議第5号)

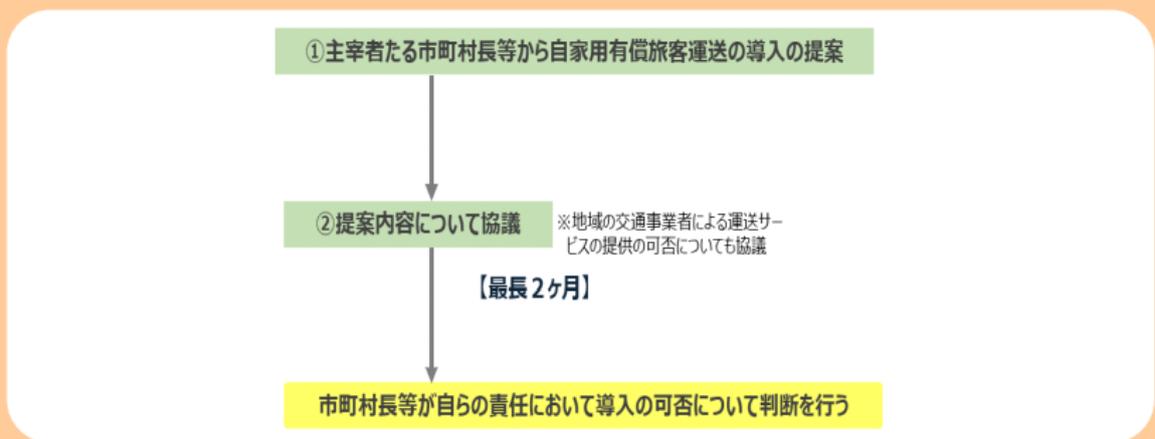
交通空白地における新たな輸送手段について

協議事項の概要

前回（令和6年7月23日開催 第1回伊豆の国市地域公共交通会議）、大仁山間地域において、地域の実情や利用ニーズに応じた最適な輸送手段（代替手段）を検討し、導入を目指すことを目的に、地域住民の代表者による検討会を実施していることを報告しました。今回、最適な輸送手段として、当該地域を交通空白地（一般旅客自動車運送事業者による輸送が困難な地域）と定め、自家用車を用いた交通空白地有償運送（自家用有償旅客運送）を検討することを説明いたします。

今回の会議を終えて、地域の交通事業者と協議を行い、来年度の「地域公共交通会議」において、導入の可否を協議いただきます。

- 市町村長等から、自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の導入が提案された場合
 - ・ 地域の交通事業者による運送サービスの提供の可否についても協議
 - ・ 最長2ヶ月程度の協議で結論に至らなかった場合には、市町村長等が自らの責任において導入の判断を行う



国土交通省物流・自動車局旅客課
自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）ハンドブック）より

(協議第5号)

資料5

交通空白地における新たな輸送手段について

【道路運送法】

区分	種類	種別	運行の態様別	代表的な運行形態	
旅客自動車運送事業 (法2条)	一般旅客自動車運送事業 (法3条)	一般乗合旅客自動車運送事業 (法4条)	路線定期運行 (則3条の3)	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス ・高速バス ・コミュニティバス 	
			路線不定期運行 (則3条の3)		<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス(デマンド型) ・空港アクセス型バス ・観光需要対応型バス
			区域運行 (則3条の3)		
		一般貸切旅客自動車運送事業 (法4条)	<ul style="list-style-type: none"> ・貸切バス 		
		一般乗用旅客自動車運送事業 (法4条)	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー ・介護タクシー 		
特定旅客自動車運送事業 (法43条)				<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等の送迎バス 	
国土交通大臣の許可を受けた場合等における、貸切バス事業者、タクシー事業者による乗合旅客の運送 (法21条)					
自家用自動車による有償の旅客運送 (法78条)	自家用有償旅客運送 (法79条) (法78条第2号) <small>協議機関: 地域公共交通会議等</small>	交通空白地有償運送 (則51条)	📌 本日の協議		
			福祉有償運送 (則51条)	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス 	
		国土交通大臣の許可を受けて行う運送 (公共の福祉を確保するためやむを得ない場合) (法78条第3号)		<ul style="list-style-type: none"> ・介護タクシー 	
		災害のため緊急を要するときに行う運送 (法78条第1号)			

※有償での運送が認められるのは、運送事業者が対応できない場合で、関係者間の協議が調ったときに限られる。
(法79条の4第5項)

(協議第5号)

資料5

交通空白地における新たな輸送手段について

道路運送法第七十八条

自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村(特別区を含む。)、特定非営利活動促進法(平成十一年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(以下「自家用有償旅客運送」という。)を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

(協議第5号)

資料5

交通空白地における新たな輸送手段について

道路運送法施行規則第四十九条

法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは前条各号に掲げる者(以下「特定非営利活動法人等」という。)が行うものであつて、次に掲げるものとする。

一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送(以下「交通空白地有償運送」という。)

二 略

(協議第5号)

資料5

交通空白地における新たな輸送手段について

●交通空白地有償運送とは

バスやタクシー事業者による輸送が困難な地域（交通空白地）において、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が自家用車を用いて、地域住民等の生活に必要な輸送を有償で実施するもの。



実施にあたっては地域公共交通会議で協議する必要がある

バスやタクシー事業者による輸送が困難な地域（交通空白地）とは？

(協議第5号)

資料5

交通空白地における新たな輸送手段について

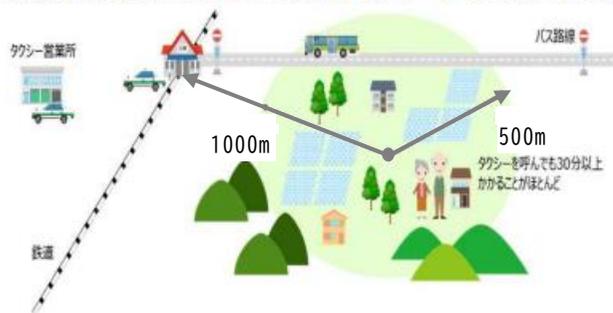
●交通空白地とは

自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）ハンドブックより

過疎地域や交通が著しく不便な地域において、バス・タクシー等の交通事業者による輸送サービスの供給量が、地域住民又は観光旅客を含む来訪者の需要量に対して十分に提供されていないと認められる場合など、交通事業者によって必要な旅客輸送の確保が困難となっている状況があると認められる場合又はそのような事態を招来することが明らかな場合などが想定される。

このように、交通空白地有償運送の必要性については、地域の実情に応じて地域公共交通会議において適切に判断することが原則である。

【⑨自家用有償旅客運送に係る交通空白地の目安の提示】



国土交通省が発行している「地域公共交通づくりハンドブック」では、地方においては、駅から半径1000m以上、バス停から半径500m以上を交通空白地と捉える考え方が示されています。

また、タクシーにおいては、恒常的に30分以内に配車されない地域とありますが、地域の実情を踏まえ30分未満とすることも考えられる（例えば15分など）と示されています。



地域の実情に応じて地域公共交通会議において適切に判断

(協議第5号)

資料5

交通空白地における新たな輸送手段について

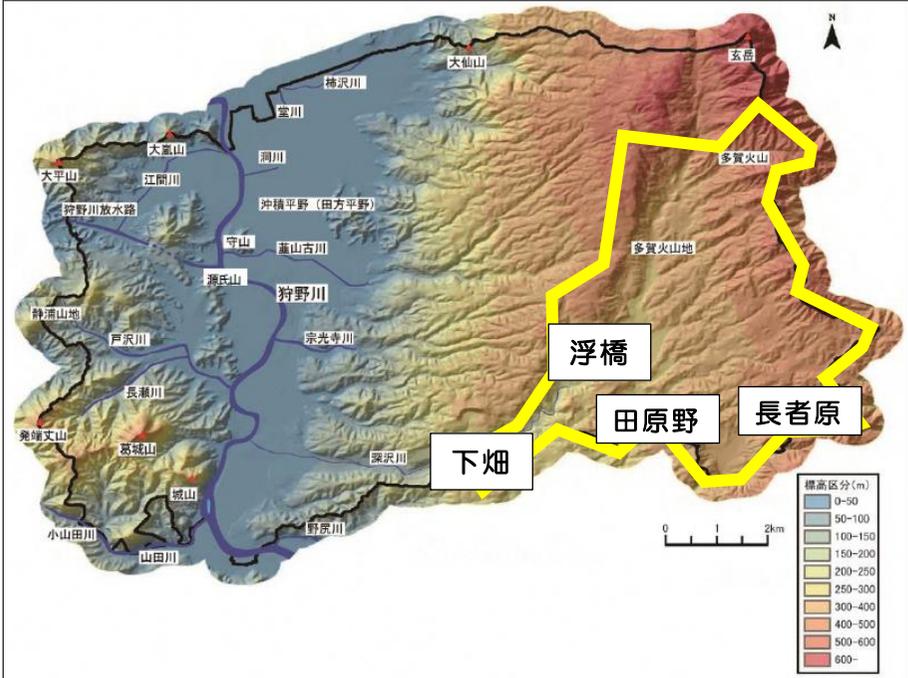
対象区域：浮橋区、田原野区、長者原区、下畑区

対象人口：828人（市全体：46,378） R6, 4, 1 現在
 （浮橋 509、田原野 134、長者原 79、下畑 106）

対象世帯：362世帯（市全体：21,555）
 （浮橋 226、田原野 57、長者原 34、下畑 45）

高齢化率：（65歳以上）：45.5%（市全体：34.1）
 （浮橋 45.2、田原野 44.0、長者原 45.6、下畑 47.2）

（75歳以上）：23.8%（市全体：19.6）
 （浮橋 25.1、田原野 26.1、長者原 20.3、下畑 23.6）



出典：国土地理院 基盤整備区情報HP

対象区域における公共交通の現状

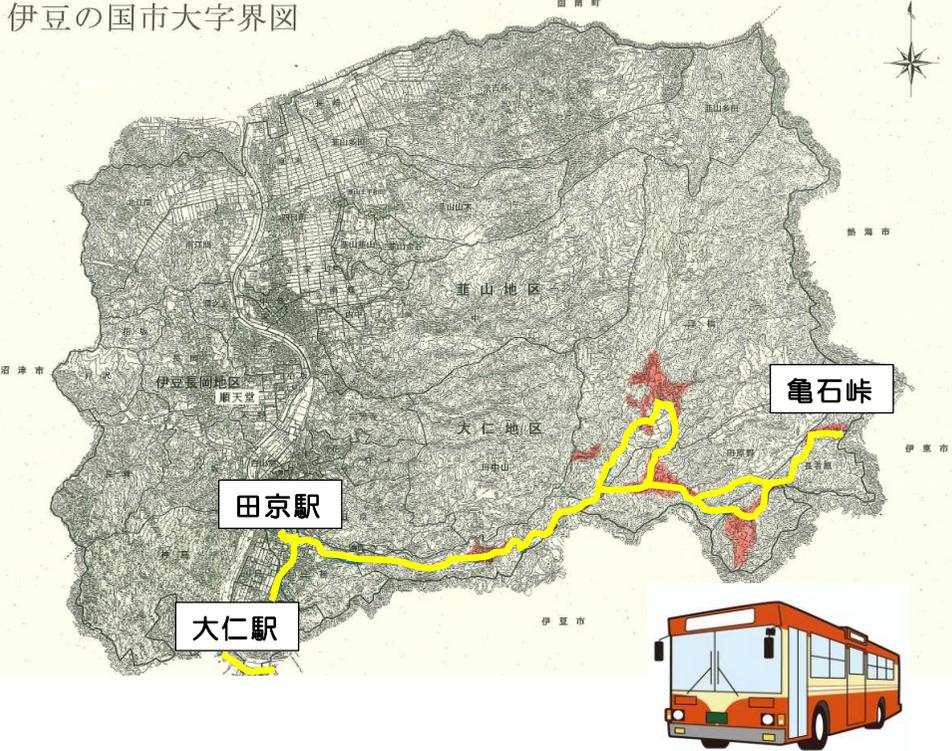
- ・ **路線バス（自主運行バス）・・・1日11便（5.5往復）路線定期運行**
 ※令和7年4月から、最終2便(上り・下り)が減便となり 9便(4.5往復) 運行となる予定
 主に通学時間帯の朝・夕方運行《おおよそ9時～15時、18時以降は運行なし》
- ・ **タクシー・・・利用者の要請に応じて15分～30分程度で配車（通常時）**
 ※令和7年1月現在、3つのタクシー会社の営業区域になっている
 おおよその営業時間は、午前6時～午前0時（平日）、午前6時～午前0時（休日）

(協議第5号)

資料5

交通空白地における新たな輸送手段について

	現在のダイヤ			R 7, 4以降のダイヤ案	
下り	6:58 発	亀石峠 - 大仁駅前	➔	6:58 発	亀石峠 - 大仁駅前
	8:16 発	亀石峠 - 修善寺駅		8:16 発	亀石峠 - 修善寺駅
	15:23 発	亀石峠 - 修善寺駅		15:23 発	亀石峠 - 修善寺駅
	16:34 発	亀石峠 - 大仁駅前		16:34 発	亀石峠 - 大仁駅前
	17:31 発	亀石峠 - 大仁駅前		17:31 発	亀石峠 - 大仁駅前
上り			➔		
	7:39 発	大仁駅前 - 亀石峠		7:39 発	大仁駅前 - 亀石峠
	14:34 発	修善寺駅 - 亀石峠		14:34 発	修善寺駅 - 亀石峠
	15:37 発	修善寺駅 - 亀石峠		15:37 発	修善寺駅 - 亀石峠
	16:34 発	修善寺駅 - 亀石峠		16:46 発	大仁駅前 - 亀石峠
	17:30 発	大仁駅前 - 亀石峠		17:30 発	大仁駅前 - 亀石峠
	18:29 発	大仁駅前 - 亀石峠	18:29 発	大仁駅前 - 亀石峠	



- ・ 路線バス（自主運行バス）の現状・・・1日11便（5.5往復）路線定期運行
 ※令和7年4月から、最終2便(上り・下り)が減便となり9便(4.5往復)運行となる予定
 主に通学時間帯の朝・夕方運行《おおよそ9時～15時、18時以降は運行なし》

令和6年12月、当該地域の全世帯を対象に行ったアンケート調査では、88%の方が「バスを利用していない」と回答しています。理由としては「自家用車があるから」が最も多く、続いて「バス停が遠いから」、「目的地に直接行かないから」、「時間帯が合わないから」などの回答がありました。利用者ニーズが多様化している近年において、定時定路線のバスに替わる新たな移動手段が求められていることが推測されます。

(協議第5号)

資料5

交通空白地における新たな輸送手段について

	出発地		目的地	概算料金
タクシー料金(目安)	長者原 1241	亀石峠	田京駅	4,460円
	長者原 1445	長者原公民館		4,370円
	田原野 95-1	田原野公民館		3,110円
	浮橋 900-5	浮橋公民館		3,740円
	下畑 164	下畑公民館		1,850円
※迎車料金や時間指定料金は加味していません				

伊豆の国市大字界図



・ タクシーの現状・・・利用者の要請に応じて15分～30分程度で配車(通常時)

※令和7年1月現在、3つのタクシー会社の営業区域になっている

おおよその営業時間は、午前6時～午前0時(平日)、午前6時～午前0時(休日)

令和6年12月、当該地域の全世帯を対象に行ったアンケート調査では、65%の方が「タクシーを利用していない」と回答しています。理由としては「自家用車があるから」が最も多く、続いて「金銭的負担が多いから」などの回答がありました。なお、15%の方が「月1回程度」、18%の方が「年1回程度」利用すると回答しており、タクシーが臨時・緊急時の移動手段として利用されていることが推測されます。

交通空白地における新たな輸送手段について

●地域の実情について

①路線バス（自主運行バス）

- ・高齢者が多く、地理的な条件でバス停まで歩けない方がいる
- ・必要とされる時間帯における運行本数が少ない



②タクシー

- ・繁忙期などタクシーが恒常的に30分以内には配車されない
（市街地から離れているため緊急時でも15分以内の配車は難しい）
- ・日常的なタクシー利用は経済的負担が多い



地域では過疎が進み、必ずしも交通が便利な地域とは言えない

(協議第5号)

資料5

交通空白地における新たな輸送手段について

●交通空白地有償運送の必要性について

現在、交通事業者にとっては、厳しい経営状況の中で様々な努力を重ねながら、現状のバス・タクシーを維持していただいています。しかしながら、人口減少、超高齢化の社会において、この大仁山間地域で将来にわたり現状を維持することは極めて困難であることが見通せることから、当該区域を交通空白地と定めて、「交通空白地有償運送」を検討することとします。



今後は、地域の交通事業者と協議を行い、
地域の実情に応じた、市民主体による交通手段の構築に取り組みます。